

公民館機能の検討 —求められる機能と現実の狭間をめぐって—

齊 藤 ゆ か

1. 研究目的

公民館は、教育基本法（第12条2）・社会教育法に規定された社会教育施設の一つである。戦後日本の再建のための地域拠点として、公民館は中心的な役割を果たしてきた。1946年の公民館設置から約70年を迎え、地域密着型の公民館活動がノン・フォーマル教育の拠点となる「コミュニティ学習センター（Community Learning Centre: CLC）のモデル」として、アジア地域を中心に注目を集めている（文部科学省2008、2011）。同省生涯学習政策局が発行する「公民館（日本語版・英語版）」資料では、「公民館は、住民同士が『つどう』『まなぶ』『むすぶ』ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献」していることを強調している。

他方、地方分権政策の規制緩和策の下、公民館の運営形態が変容¹⁾し、公共施設再編問題によって公民館の存続意義が問われている。鈴木（2015：171）や井上（2015：37-39）は、公民館の「教育機関としての条件整備はむしろ後退」と共に、「一般行政部局所管の他種施設への再編、転用」や「平成の大合併の結果による公民館の廃止」の動きを述べている。

1) 「社会教育予算や職員の削減、有料化による受益者負担の強化、指定管理者制度の導入など」のアウトソーシング化によって、「自治体社会教育行政は、縮小・再編・廃止を余儀なくされ」ている（長澤2016：14）。

そのため「公民館は魅力的で意味ある事業運営がなされていたのか」、「さまざまな役割をもった教育機関としての公民館の意味」について地域住民と共に再検討する必要性を提示している。

このように公民館を取り巻く環境が著しく変化する中において、本研究は今日の時代状況に合わせた公民館機能を明らかにしたい。ここでいう機能とは、公民館固有の働き・役割・作用を指す。

これまで公民館機能に関しては、既に様々な立場から論じられてきた。特に、「公民館の活動・経営をめぐる問題」に関しては山本（2003：75-95）に詳しい。ここで、昨今の公民館機能に着目すれば、鈴木（2004、2005、2015）による「公民館の自己点検・自己評価の意義と必要性」や、原（2011、2015、2016）による「公民館の経営診断技法の開発と体系化」にむけた先駆的研究がある。

そこで、本論では、これまでの公民館機能に関する資料を整理し、検討を加える。また、各種統計及び質問紙調査の結果から公民館の現状把握を行う。その上で、本来求められてきた公民館機能と現実との狭間でどのような課題が生じているかを考察し、そこから課題解決の手がかりや示唆を得ることにしたい。

2. 先行研究の検討

2-1 公民館設置目的からみた公民館機能

戦後初期社会教育における公民館制度が発足する契機は、文部次官通牒「公民館の設置運営について」が各地方長官（知事）宛に出されたことによる。この構想立案者の一人である寺中（1946：18）は、公民館機能を次のように述べる。

「公民館は多方面の機能をもつた文化施設である。それは社会教育の機関であり、社交娯楽機関であり、自治振興機関であり、産業振興機関であり、青年養成機関であり、その他其の町村に於て必要と思へば尚色々の機能を持たらしめて運営する事が出来るが、要するにそれらの機能の綜合された町村振興の中心機関である」。(下線は筆者)。

つまり公民館機能は「社会教育」「社交娯楽」「自治振興」「産業振興」「青年養成」を綜合した「町村振興」の中核とした。これに対して、社会教育法制定は「地域施設としての総合性・多目的性が失われた」という指摘もある（山本 2003：77）。

2-2 法律からみた公民館機能

公民館機能の法的・制度的基盤となるのは、社会教育法第 20 条（1949 年）である。公民館の目的は、次の通りである。

「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」(下線は筆者)。

つまり、公民館機能は、住民の「生活」「学術や文化」「教養」「健康」「情操」「生活文化」「社会福祉」等、幅広い観点から寄与することを目的とした。

一方、2006 年改定の教育基本法の第 12 条 2 でも公民館機能に触れている。

「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適當な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」（下線は筆者）。

法律からみた公民館機能は、「個人の要望や社会の要請」（改定版）に応える「施設の利用」「学習の機会」「情報の提供」により「社会教育の振興」を定めている。

2-3 全国公民館連合会における公民館機能

公益社団法人全国公民館連合会（1951年に前身「全国公民館連絡協議会」が結成、1965年に社団法人、2012年公益社団法人に移行）では、事業内容の柱に「第4条（1）公民館機能のレベルアップに関する事業」を挙げている。1967年「公民館のあるべき姿と今日的指標」では、公民館の理念として「人間尊重の精神」「生涯教育の態勢の確立」「住民の自治能力の向上」を掲げている。また、全国公民館連合会（HP）の事業計画書（2015、2016年）に記された「公民館」機能は、次の4点である。

- ①誰もが、ちょっと立ち寄ってみたくなる、魅力ある公民館
- ②自己向上の願いが叶う、学びを大事にする公民館
- ③人づくり・地域づくりに貢献できる、リーダーが育つ公民館
- ④人の温かさと心配りが滲み、地域の絆をつくる公民館

全国公民館連合会（2016：2）では「公民館は、今まで以上に学校、家庭、地域との連携をはかり、公共の精神を高め、地域の連帯感を深め、地域住民の協働による地域課題の解決や地域活性化の取り組みを促進するこ

と、そして公民館が地域づくり・人づくりの拠点となることが期待」されていることが記していた（下線は筆者）。しかし、全公連HPに公表している公民館機能は全般的に漠然とした内容である。

2-4 その他の公民館機能に関する見解

これまで公民館像の理念やその展開については、多数の見解が出されている。

「進展する社会と公民館の運営」（文部省 1963）、「公民館三階建て論」²⁾（小川利夫 1965）、「公民館主事の性格と役割」（下伊那テーゼ 1965 年）、「新しい公民館像をめざして」³⁾（東京都教育庁・多摩テーゼ 1973-1974）、「信州の公民館・七つの原則」などがある。

これらに対し、松下（1986：53）は、職員中核の「公民館」から市民運営・市民管理の「地域センター」への転換、つまり公民館不要論を提起した。その理由に、まず「農村型社会のムラを原型として出発した公民館」は都市型社会に無理があること、次に「公民館はカルチャー・センターへの傾向」をもち、「公費によるカルチャー・センター型の趣味型施策が必要なのか」という問がある。さらに「市民文化活動の多様化・高度化のもとでは、社会教育行政による指導・援助はもはや不可能」とする（松下：63）。

この松下の主張に対し、遠藤（1994：57-58）は「『教育』の把握の狭さ」「古い『公民館』像を固定的に捉えている」「社会教育行政把握の問

2) 「公民館三階建て論」は、「一階では、体育・レクリエーションまたは社交を主とした諸活動が行われ、二階では、グループ・サークルの集団的な学習・文化活動がおこなわれる。そして、三階では、社会科学や自然科学についての基礎講座や現代史の学習についての講座が系統的に行われる」という考え方である（小川 1965）。

3) 1973 年に提示された三多摩テーゼは、『新しい公民館像をめざして』の中で、公民館の役割は、「1 住民の自由なたまり場、2 住民の集団活動の拠点、3 住民にとっての『私の大学』、4 住民による文化創造のひろば」である。三多摩テーゼは、1970 年前後に 32 市町村東京都に地域に公民館をつくる理論的バックボーンの役割を果たし、公民館設置率を飛躍させた。

題」を指摘した。また、鈴木（2015：166）は、「公民館不要論は「社会教育領域に大きなインパクトを与えた」とした上で、「公民館という教育機関・施設の優位性を今一度検証する」必要性など⁴⁾に言及している。同書で鈴木（2015：170）は、「公民館を「地域・日常生活圏域に存在する日常的な学習活動の拠点」とした。

さらに、「公民館70年目」の現実と向きあう論稿として、公民館学会長の上野（2016：3-11）が、以下、公民館機能について述べている。（下線は筆者）

- ・不透明な将来だからこそ、地域の将来展望を描く作業が必要ではないかという合意を生み出すことである。(p.7)
- ・学習を媒介として地域社会の将来に向けた構想・計画を練り上げ、具現化していくという社会創造の源泉という役割を担うこと。(p.7)
- ・公民館に小規模多機能自治の拠点としての役割期待が高くなる。(p.8)
- ・グローバル化する社会にあって個人を生活空間創造の主体として相互に認めあうような関係性づくりへの期待。(p.8)
- ・地域社会内の民主主義を徹底させることによってグローバル化する地域社会をコントロールするという期待。(p.9)
- ・個人の民主主義的な行動様式の変容を生み出す可能性。(p.9)
- ・公民館に集まり、一緒に学び話し合う。人の意見に耳を傾け、自分の意見を主張することができる。好きなものは好きと言え、大事なことは大事と言える。意見が異なるれば、利害を調整しながら一致点を探る。

4) 鈴木（2015：168）のいう必要性とは、「社会教育の世界になじみのない人びとに、教育とは何か、社会教育とは何か、という根本的なことを理解してもらう」こと、「社会教育・社会教育行政の位置について、多様な側面から現実と理念とを峻別しながら検討すること」、公民館という「施設のあり方の検討」をすること等である。

一致すれば、共同して課題解決に取り組むことができる。(p. 9-10)

・市民的行動様式の学習が、公民館には内在的に含み込まれていた。

(p. 10)

・公民館が地域における地域社会施設クラスターの核となること。

(p. 11)

これらは公民館機能を再確認する上で重要な指摘である。特に、公民館は「小規模多機能自治の拠点」という自治の砦であり、「社会創造の源泉」の役割を持つ。その前提に、自由な発想が許される寛容な雰囲気づくりが不可欠である。

2-5 2000年以降の文部科学省の公民館機能

2003年「公民館の設置及び運営に関する基準」によれば、公民館の機能は「地域の学習拠点としての機能（第3条）」「地域の家庭教育支援拠点としての機能（第4条）」「奉仕活動・体験活動の推進（第5条）」「学校、家庭及び地域社会との連携等（第6条）」「地域の実情を踏まえた運営（第7条）」を挙げている。また、2004年「今後の生涯学習の振興方策」（生涯学習審議会）によれば、公民館は「地域住民全体が気軽に集える」「人間力向上等を中心とした、コミュニティのためのサービスを総合的に提供する拠点」とした。

さらに、2008年「新しい時代を切り拓く生涯学習の推進方策については」（中央教育審議会答申）では、「地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における『公共』を形成するための拠点」を強調した。公民館は「生活を学び、創造する地域における生涯教育の代表的な機関」「よく知り、よく判断するための情報提供機関」「地域社会生活を発展させるための実践拠点」とした。最後に、文部科学省HPでは、「期待される公民館像」

の中で公民館機能を次のように記した。

- ・地域の人たちが、社会教育をとおして、生涯にわたって強い自発性を持ち続けられるように支援する拠点
- ・環境問題や高齢化・情報化への対応など現代社会が直面する諸問題を、生活レベルの学習をとおして解決を促す地域の学習拠点
- ・社会教育をとおして、信頼感に満ちた互恵的な人間関係の形成を促し、豊かでうるおいのある地域を創造していく原動力
- ・社会教育施設はもとより、学校や家庭、ボランティア団体等と連携協力し、学習者の立場に立った学習環境を形成してゆくコーディネータ二
- ・世界各国の公民館と連携し、多様で柔軟なネットワークの中で社会教育の発展に貢献する国際的ネットワークの中核機関

これらは、サステイナブルな社会づくりなど国際的でかつ理想的な公民館機能が掲げられているが、理念と現実との峻別はなされているかが明らかでないように推察する。

3. 研究方法

公民館の現状は、既存の政府統計・報告書及び質問紙調査を活用する。第一に既存統計は、文部科学省「社会教育調査」(2015年最新) 及び文部科学省委託調査「社会教育施設の利用者アンケート等による効果的社会教育施設形成に関する調査研究」(2011年)、「生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査」(2012年) 等における公民館関連を用いる。

第二に質問紙調査は、公民館の現状に関する10項目を設問に設定し、

「はい」「いいえ」で記入させた（図3）。調査対象は、公民館関係者（行政職員及び公民館職員等）である。調査は、A市（2016年8月、第38回全国公民館研究集会神奈川大会）で実施した。有効回答数は348名（回答率は34.8%）であった。

4. 研究結果

4-1 「社会教育調査」における公民館の実態

「社会教育調査」（2015年度最新）によれば、社会教育関係施設の総数94,277施設で、うち公民館⁵⁾は14,841館である。また都道府県・市町村教育委員会（社会教育関係）及び社会教育関係施設の職員は総数531,149人で、うち公民館は47,770人（うち女性が18,480人）で一施設当たり3.2人である。専任は18.5%に過ぎない。公民館の時系列変化とその特徴を述べておきたい。

（1）公民館の施設数

図1は公民館数の推移を示した。公民館は、1999年の19,063施設をピークに減少傾向にある。2005年から2015年までの10年間で3,341施設が減ったことになる。一方、指定管理者施設の割合は全体（28.9%）に比べると少ないが、2005年3.7%から2015年8.8%に徐々に増えている。

（2）社会教育関係の職員数

表1によれば、公民館施設職員は2002年（57,907人）をピークに減っている。また、指導系職員である公民館主事についても、1996年（19,479人）をピークに減少傾向にある。特に、2005年から2015年までの10年間で4,530人が減った。施設職員は、女性の割合（公民館主事の女性は

5) ここでいう公民館とは、「(ア) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館」、「(イ) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの」の2点を指す。

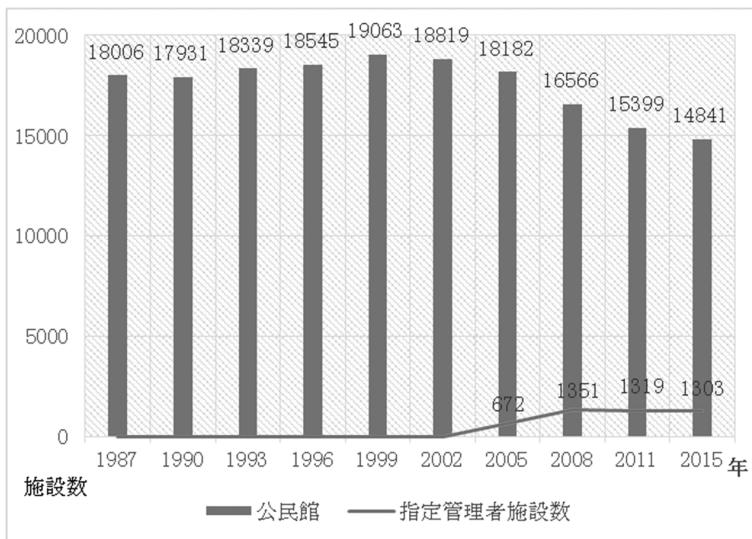


図1 公民館数の推移

注：「社会教育調査」に基づき筆者作成。

表1 公民館における施設職員及び指導系職員（公民館主事）の推移

職員／指導職 (単位)	施設職員 (人)	女性		専任		公民館主事 (人)	女性		専任	
		(人)	(%)	(人)	(%)		(人)	(%)	(人)	(%)
1987	48798	—	—	—	—	17774	—	—	—	—
1990	50431	—	—	—	—	18427	—	—	—	—
1993	52960	—	—	—	—	19374	—	—	—	40.3%
1996	54767	—	—	—	—	19470	—	—	—	39.3%
1999	57110	15619	27.3%	14376	25.2%	18927	—	—	—	36.5%
2002	57907	17400	30.0%	14075	24.3%	18591	6093	32.8%	—	36.7%
2005	56311	18505	32.9%	13060	23.2%	17805	6643	37.3%	5995	33.7%
2008	53150	17969	33.8%	11178	21.0%	15420	6346	41.2%	5288	34.3%
2011	49306	18177	36.9%	9097	18.5%	14454	6281	43.5%	4261	29.5%
2015	47770	18480	38.7%	7922	16.6%	13275	6239	47.0%	3621	27.3%

注：「社会教育調査」に基づき筆者作成

47.0%）が高く、また専任職員（施設職員は16.6%）が少ない。このことから、公民館は女性・非正規職員によって支えられていることが伺われる。一方、指導系職員が増えている社会教育施設は、「図書館」の司書、「博物館」「博物館類似施設」の学芸員、「女性教育施設」の職員、「社会体育施

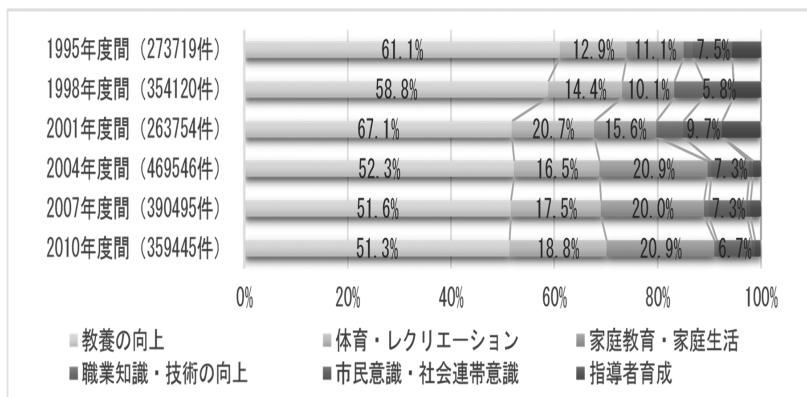


図2 公民館の学習内容

注：「社会教育調査」に基づき筆者作成

設」「劇場・音楽堂等」の指導系職員である。特に、司書及び学芸員、体育の指導系職員は増加傾向にあるが、学芸員（2015年の専任68.3%）をのぞき、その大半が非正規職員である。

(3) 学級・講座数

一定期間にわたって組織的・継続的に行われる学習形態を「学級・講座」としているが、教育委員会及び施設による件数は他の施設に比べ、公民館の実施件数が多い。しかし、2004年度間（428,473件）から2014年度間（359,445件）の10年間で、69,028件も少なくなっている。一方、大幅に「学級・講座」が増加しているのは博物館（2004年度17,663件→2014年度33,769件）である。これは指導系職員の充実と無関係ではない。

(4) 学習内容

公民館が行う「学級・講座」数は2004年度間にピークに減少傾向にある（図2）。学習内容の構成比をみると、「教養の向上（うち趣味・けいこごと含む）」の割合は高いが、1995年度間から低下傾向にある。一方、

「体育系」や「家庭系」は若干高くなっている。「市民意識・社会連帯意識」については、行政の意図や期待とは異なり、6~7%に留まる。その要因は、指導系職員の非正規化や減少に伴い、「社会の要請」に応える企画立案が困難になっていることが推測される。

4-2 その他社会教育施設等に関する調査

(1) 「生涯学習施策に関する調査研究」にみる生涯学習施設の利用状況

文部科学省（2011）の委託調査（以下「利用者アンケート」）では、社会教育施設の「利用者」（1,206人）に着目したWEB調査を実施した。属性は、性・年齢、都市規模別に分類している。

その結果、公民館の認知度は39.8%で、利用率は25.8%である。利用者は、人口規模が小さい（農産漁村）、年齢が高い（60歳以上）ほど、利用率が高まる。しかし、公民館に対して「気軽に立ち寄れる雰囲気を作つてほしい」要望は利用頻度によらず最も高い。一方、公民館の未利用者は62.6%もいる。うち約7割は非認知者（「施設の存在を知っているが、役割・活動内容は知らない」58.0%、「分からない」17.7%）である。特に若年層「20~39歳」に多い。

調査結果から、利用者と未利用者に分類した公民館の活用方策は重要なものである。「利用者アンケート」では、非認知者に「公民館の存在を知ってもらう」、未利用者に「一度足を運んでもらう」、利用者に「学習活動の定着を図る」などが提案された。

(2) 「生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査」報告書にみる公民館の運営状況

社会教育施設等の現状把握を目的に、教育委員会1,224件及び社会教育施設等6,371件を対象（有効回答数）に、文部科学省（2012）の委託調査を実施した。

公民館の運営に着目すると、「首長部局が管理・運営している」は23.2%、「公民館の施設転用や廃止」は7.1%に留まる。「事務委託・補助執行」のメリットは「教育以外の政策分野と連携した対応」「住民の要望や地域課題」の把握・取組がしやすくなつたが多い。一方、デメリットとして「学校教育関連や社会教育団体と連携」「専門性を有する職員の配置」が難しくなつた等である。また、指定管理者制度導入自治体は10.1%である。メリットは「経費削減」「民間の創意工夫が發揮される」「利用者のニーズが反映しやすい」に対し、デメリットは「行政と指定管理者との役割分担が曖昧になりがち」「事業継続性・安定性が不安」「専門職員の確保・育成に支障」「コスト優先の運営になりがち」などを挙げている。しかし、専門職・公民館主事（3,998人）の勤続年数は「5年未満」が74.7%を占める。また予算総額と事業費（2011年度）は、「300万円未満」（38.4%）と少ない。以上から、公民館の縮小・再編の動きが確認できた。

4-3 全国公民館研究集会における質問紙調査—公民館の現状把握—

公民館をめぐる理想と現実の相違を明らかにするため、質問紙調査を実施した。その結果は、図3の通りである。

第一に、公民館機能や必要性（公民館は「『住民がつどい、まなび、つながる場』となっている」「地域の人から『必要とされている』」）は9割以上が認識している。その上、大多数は「公民館の役割は終わった」とは思っていない。

第二に、公民館機能の中でも、「『住民の自治力を高める機能』を果たしている」については6割程度しか肯定していない。一方、「『住民がつながる』『住民の自治力を高める』機会づくりに方策がある」とするものは2割程度に留まる。

第三に、公民館の見直しや機能検証（「公民館の『あり方』や『見直

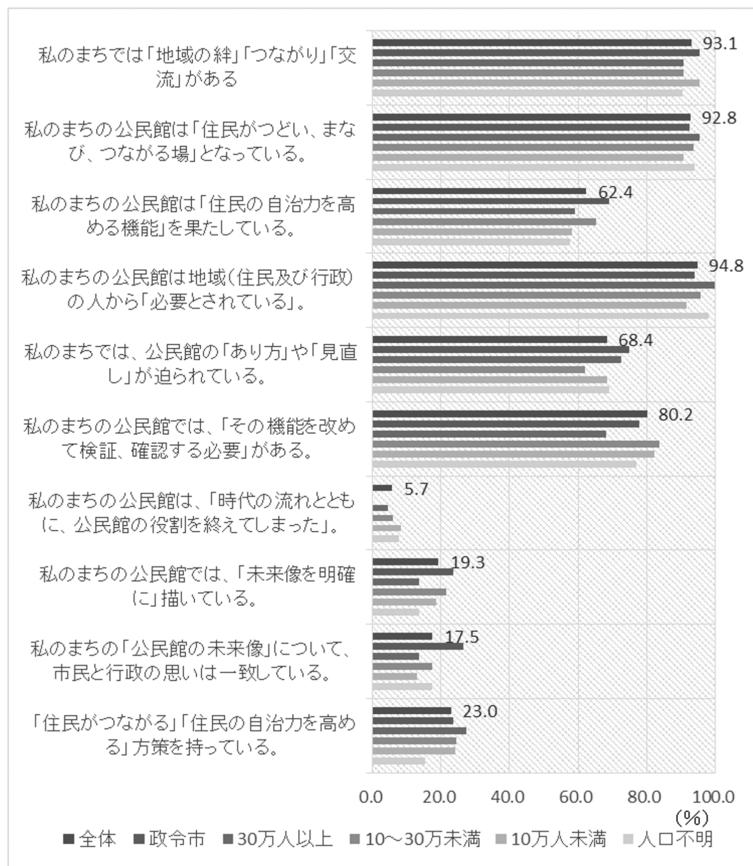


図3 公民館関係者による公民館に対する認識

注1：N=348名。人口規模別の内訳は、政令市68人、30万人以上22人、10~30万人98人、10万人未満108人、NA52人。

注2：2016年調査。図は著作作成。

し』』(6割)「その機能を改めて検証、確認する」(8割)については都市規模が大きいほどその必要性があるとする。

第四に、「公民館の『未来像を明確に』」描き、「『公民館の未来像』について市民と行政の思いは一致している」とするには2割程度に留まる。

以上から、公民館関係者は公民館機能やその必要性を認識する一方、機能を活発化させる方策や未来像は描けていないことが明確になった。

5.まとめ～求められる機能と現実の狭間をめぐって～

先行研究で上げられた公民館機能は、地域密着型の「つどう」「まなぶ」「むすぶ」に集約されていた。また、公民館は「社会創造の源泉」として人づくり、地域づくりに貢献し、「小規模多機能自治の拠点」として地域・国際ネットワークの中核機能を持っていた。これを本来求められてきた公民館機能とすれば、現実との狭間でどのような課題が生じているのかを検討したい。

今日、公民館数の減少、公民館職員及び指導系職員（公民館主事）の削減と非正規化などが著しく、公民館存続の岐路にある。2003年以降に指定管理者制度を導入した公民館は約1割とはいえ、人口規模が小さいほどアウトソーシング化は進行している。公民館の首長部局移管に伴うセンター化（生涯学習センター、コミュニティセンター等）への改編は、公民館数減少を促進する要因になっている。

こうした結果は、冒頭の鈴木（2015）や井上（2015）の指摘を裏付けるものである。このように公民館を教育行政から切り離すことで、今後、教育機関として公民館機能を担保できないばかりか、学校と地域（公民館等の施設）との連携や専門職員の配置・育成が困難になることが危惧される。

一方、利用者側の既存調査から、公民館の未利用者は7割、非認知者は6割にも上ることが明らかになった。公民館未使用の約7割は「施設の存在を知っているが、役割・活動内容は知らない」のである。この結果から、公民館関係者は、未利用者や非認知者に対しても、公民館を知る・行く機会を意図的に設定し、「気軽に立ち寄れる雰囲気」づくりを心掛ける努力

が希求される。

では、公民館の運営の「転換期・再編期」にあたり、公民館関係は公民館をどう認識しているのか。調査結果から、公民館機能の理想と現実の狭間に大きなズレが生じていることが検証された。そのズレとは、第一に、公民館機能の重要性や施設の必要性は約9割が肯定したが、公民館で「自治力を高める機能」は6割程度に留まること。第二に、住民の約8割は「つながる」「自治力を高める」方策を持っていないこと。第三に、関係者の約8割は公民館機能の「見直し」「検証」「確認」の必要性は認識しているが、明確な「公民館の未来像」は描けず、市民と行政の思いは不一致であること、である。

最後に、先行研究に基づき公民館機能の底流にある共通点を探りたい。その前提として、公民館は教育的意図は入るが、行政の意図は入らないや見守る教育的配慮が重要と考える。そこで公民館機能に関する筆者の見解を以下に示す。

第一に、「つどう」機能である。「つどう」ために①情報を発信している、②立ち寄れる、③交流している、④語り合える役割を持つ。特に、交流や語り合う際には、世代を超えた緩やかなつながり、多様性を認める、否定されないことを前提とする。第二に、「まなぶ」機能である。「まなぶ」ために、①学び合える（自己向上の願いが叶う、生き方を学べる）、②話し合える（地域の課題も共有できる）環境が重要である。第三に、「むすぶ」機能である。「むすぶ」ために、①互恵的な人間関係がつくれる（相互に認め合える、助け合える・支え合える）、②文化や新しい価値が生まれる（創意に満ち溢れている）、③共同して課題解決できる（市民的行動様式に変わる、学校・家庭・地域と連携できる）働きがある。

一方、学校教育機関は原理原則を学び、系統的な学びを享受する。また、専門センターは公民館とは異なり、専門性が高く、行政的方向づけがあり、

分化を現実化する拠点である。さらに、民間センターは、行政とは関係なく、単一機能として価値があり、採算がとれるかが問われる。従って公民館固有の働きとは異なる。

以上から、公民館は未分化にあって、第一義的に地域の入り口になる機能を持つ。また、子ども、高齢者、外国人など、世代・国籍を超えて相互に認め合える、助け合える、支え合える共生文化の醸成機能が今後より重視されると思われる。

【引用文献】

- 遠藤知恵子『現代の公民館—地域課題学習と社会教育施設』高文堂出版社、1994。
- 原義彦「公民館の経営診断についての検討—診断、成果、改善・整備の連関に着目して—」(『日本生涯教育学会論集』32、pp. 42-52. 2011.)
- 原義彦『生涯学習社会と公民館』日本評論社、2015。
- 原義彦「公民館経営診断における『診断名』『改善・整備による成果』『改善・整備』の連関一分類項目間のリシケージの構築を意図して—」(『日本生涯教育学会論集』37、pp. 63-72. 2016.)
- 井上伸良「地域施設としての公民館の役割」(『社会教育の施設論』pp. 26-41. 2015.)
- 公益社団法人全国公民館連合会 <http://www.kominkan.or.jp/> (2018.4.30 参照)
- 公益社団法人 全国公民館連合会「公民館のゆらぎとその可能性—平成25年全国公民館実態調査結果報告—」2016。
- 松下圭一『社会教育の終焉』筑摩書房、1986。
- 文部科学省「公民館パンフレット」2008。
- 文部科学省「社会教育調査」http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/ (2018.4.30 参照)
- 文部科学省「生涯学習施策に関する調査研究～社会教育施設の利用者アンケート等による効果的の社会教育施設形態に関する調査研究～」2011。
- 文部科学省「公民館の活用方策に関する調査研究」2011。
- 文部科学省「生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査」2012。
- 長澤成次『公民館はだれのもの』自治体研究社、2016。
- 鈴木真理「公民館の自己点検と自己評価の意義と必要性」「社会教育事業の点検・評価に関する経過報告」2004。

鈴木眞理「公民館における自己点検・自己評価の意義と必要性」『社会教育事業の評価指標の開発に関する調査研究報告書』2005。

鈴木眞理『新時代の社会教育』放送大学教育振興会、2015。

寺中作雄『公民館の建設—新しい町村の文化施設—』公民館協刊行、1946。

上野景三「次官通牒と公民館 70 年の歩み」(『月刊社会教育』No. 725、pp. 3-11. 2016.)

山本和人「公民館の活動・経営をめぐる問題」(『生涯学習の計画・施設論』学文社、pp. 75-95. 2003.)